

令和3年余市町議会第4回定例会会議録（第3号）

開 議 午前10時00分
閉 会 午後 1時22分

○招 集 年 月 日

令和3年12月14日（火曜日）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開 会

令和3年12月16日（木曜日）午前10時

○出 席 議 員 （16名）

余市町議会議長	3番	中井 寿夫
余市町議会議員	1番	野呂 栄二
〃	2番	吉田 豊
〃	4番	藤野 博三
〃	5番	内海 博一
〃	6番	庄 巖龍
〃	8番	白川 栄美子
〃	9番	寺田 進
〃	10番	彫谷 吉英
〃	11番	茅根 英昭
〃	12番	近藤 徹哉
〃	13番	安久 莊一郎
〃	14番	大物 翔
〃	15番	中谷 栄利
〃	16番	山本 正行
〃	18番	岸本 好且

○欠 席 議 員 （1名）

余市町議会副議長 17番 土屋 美奈子

○出 席 者

余市町 長	齊藤 啓輔
副町 長	細山 俊樹
総務部 長	須貝 達哉
総務課 長	増田 豊実
企画政策課 長	阿部 弘亨
地域協働推進課 長	北島 貴光
財政課 長	高橋 伸明
税務課 長	紺谷 友之
民生部 長	上村 友成
福祉課 長	中島 紀孝
子育て・健康推進課 長	芹川 かおり
保険課 長	中島 豊
環境対策課 長	成田 文明
経済部 長	渡辺 郁尚
農林水産課 長	奈良 論
商工観光課 長	橋端 良平
建設水道部 長	千葉 雅樹
建設課 長	篠原 道憲
まちづくり計画課 長	庄木 淳一
下水道課 長	樋口 正人
水道課 長	照井 芳明
会計管理者（併）会計課 長	秋元 直人
農業委員会事務局 長	濱川 龍一
教育委員会教育長	前坂 伸也
教育部 長	中村 利美
学校教育課 長	高田 幸樹
社会教育課 長	浅野 敏昭

選挙管理委員会事務局長
(併) 監査委員事務局長

石川 智子

○事務局職員出席者

事務局 長 羽生 満 広
主 幹 枝 村 潤
書 記 小 林 宥 斗

○議 事 日 程

- 第 1 議案第 5号 余市町手数料徴収条例等の一部を改正する条例案
- 第 2 議案第 6号 余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 第 3 議案第 7号 余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 第 4 議案第 8号 余市町国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 第 5 議案第 9号 第5次余市町総合計画について
- 第 6 議案第10号 指定管理者の指定について
- 第 7 議案第11号 指定管理者の指定について
- 第 8 議案第12号 指定管理者の指定について
- 第 9 議案第13号 令和3年度余市町一般会計補正予算(第9号)
- 第10 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第11 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第12 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第13 諮問第 4号 人権擁護委員の推薦

につき意見を求めることについて

- 第14 意見案第1号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める要望意見書
- 第15 意見案第2号 北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める要望意見書
- 第16 意見案第3号 新型コロナウイルス感染症における入院治療の対象者の重点化及びそれ以外の患者は自宅療養を基本とする対応を可能とする方針の撤回を求める要望意見書
- 第17 閉会中の継続審査調査申出について

開 議 午前10時00分

○議長(中井寿夫君) ただいまから令和3年余市町議会第4回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は16名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事の取扱い上、議会運営委員会開催のため暫時休憩します。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時17分

○議長(中井寿夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(中井寿夫君) 先ほど本会議休憩中に議会運営委員会が開催されましたので、その結果について委員長からの報告を求めます。

○8番(白川栄美子君) 先ほど本会議休憩中に委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員6名の出席の下、さらに説明員として細山

副町長、須貝総務部長、増田総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今回審議されました内容につきましては、追加案件についてであります。新たに追加されました案件は、議案1件、諮問4件、意見案3件、閉会中の継続審査調査申出についてでございます。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

日程第9、議案第13号 令和3年度余市町一般会計補正予算（第9号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第10、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてないし日程第13、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまでの4件につきましては、それぞれ関連がありますので、一括上程の上、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第14、意見案第1号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める要望意見書ないし日程第16、意見案第3号 新型コロナウイルス感染症における入院治療の対象者の重点化及びそれ以外の患者は自宅療養を基本とする対応を可能とする方針の撤回を求める要望意見書までの意見案3件につきましては、議員発議でありますので、それぞれ即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第17、閉会中の継続審査調査申出についてであります。

以上を申し上げます、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（中井寿夫君） ただいま議会運営委員会の委員長から報告ありましたとおり、議案1件、諮問4件、意見案3件、閉会中の継続審査調査申出についてを本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案1件、諮問4件、意見案3件、閉会中の継続審査調査申出についてを本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

なお、追加後の日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

○議長（中井寿夫君） 日程第1、議案第5号 余市町手数料徴収条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○企画政策課長（阿部弘亨君） ただいま上程されました議案第5号 余市町手数料徴収条例等の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案申し上げます余市町手数料徴収条例等の一部を改正する条例案につきましては、関係する25条例に規定されている使用料、手数料の料金改定等を行おうとするものです。料金改定に当たりましては、原価と現行料金との比較から一定の要件に該当するものに絞った改定とするもの及び料金体系の変更に伴うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第5号 余市町手数料徴収条例等の一部を改正する条例案。

余市町手数料徴収条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年12月14日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町手数料徴収条例等の一部を改正する条例。

（余市町手数料徴収条例の一部改正）

第1条 余市町手数料徴収条例（平成12年余市町条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表23の項中「1,200円」を「1,500円」に、「620円」を「800円」に改め、同表34の項及び35の項中「2,500円」を「2,000円」に、「1,500円」を「1,300円」

に、「600円」を「700円」に改め、同表37の項中「770円」を「800円」に、「1万円」を「1万1,000円」に改め、同表38の項及び39の項中「1,400円」を「1,500円」に改め、同表40の項中「5,600円」を「6,100円」に、「1万円」を「1万1,000円」に改め、同表41の項中「770円」を「800円」に、「5,600円」を「6,100円」に、「1万円」を「1万1,000円」に改め、同表42の項中「5,600円」を「6,100円」に、「1万円」を「1万1,000円」に改め、同表43の項中「910円」を「1,000円」に、「5,600円」を「6,100円」に、「1万円」を「1万1,000円」に改め、同表44の項中「5,600円」を「6,100円」に、「1万円」を「1万1,000円」に改める。

(余市町建築確認申請等手数料徴収条例の一部改正)

第2条 余市町建築確認申請等手数料徴収条例(平成12年余市町条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「1万1,000円」を「1万2,000円」に改める。

第4条第1項の表中「1万3,000円」を「1万4,000円」に改める。

第7条第4号中「1万2,000円を」を「1万3,000円を」に改める。

(余市町中央公民館設置条例の一部改正)

第3条 余市町中央公民館設置条例(昭和54年余市町条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表大講堂の項中「2,600円」を「2,800円」に改め、同表固定席室の項中「650円」を「710円」に改め、同表楽屋の項中「320円」を「250円」に改め、同表101 老人婦人研修室の項中「250円」を「270円」に改め、同表102 老人婦人研修室の項中「320円」を「350円」に改め、同表201 青年一般成人研修室の項及び202 青年一般成人研修室の項中「350円」を「380円」に改め、同表203 視聴覚絵画研修室の項中「300円」を「330円」に改

め、同表206 婦人児童研修室の項中「320円」を「350円」に改め、同表301 会議室の項中「1,100円」を「1,200円」に改め、同表1階展示ホールの項中「270円」を「290円」に改め、同表2階展示ホールの項及び3階展示ホールの項中「220円」を「240円」に改める。

(余市町民会館設置条例の一部改正)

第4条 余市町民会館設置条例(昭和54年余市町条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表大講堂の項中「3,100円」を「3,300円」に、「2,600円」を「2,800円」に改め、同表固定席室の項中「780円」を「850円」に、「650円」を「710円」に改め、同表楽屋の項中「380円」を「300円」に、「320円」を「250円」に改める。

(史跡フゴッペ洞窟管理条例の一部改正)

第5条 史跡フゴッペ洞窟管理条例(平成6年余市町条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表区分の項中「小・中学生」を「高校生以下(未就学児除く)」に改め、同表共通入場券の項中「880円」を「960円」に改める。

(重要文化財旧下ヨイチ運上家管理条例の一部改正)

第6条 重要文化財旧下ヨイチ運上家管理条例(昭和55年余市町条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表区分の項中「小・中学生」を「高校生以下(未就学児除く)」に改め、同表共通入場券の項中「880円」を「960円」に改める。

(余市水産博物館条例の一部改正)

第7条 余市水産博物館条例(昭和44年余市町条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表区分の項中「小・中学生」を「高校生以下(未就学児除く)」に改め、同表共通入場券の項中「880円」を「960円」に改める。

(史跡旧余市福原漁場管理条例の一部改正)

第8条 史跡旧余市福原漁場管理条例(平成6年余市町条例第21号)の一部を次のように改正す

る。

別表区分の項中「小・中学生」を「高校生以下（未就学児除く）」に改め、同表共通入場券の項中「880円」を「960円」に改める。

（余市町総合体育館条例の一部改正）

第9条 余市町総合体育館条例（昭和57年余市町条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表専用使用の表アリーナの項中「1,200円」を「1,500円」に、「6,000円」を「7,500円」に、「1万2,000円」を「1万5,000円」に、「1万8,000円」を「2万2,500円」に、「3万円」を「3万7,500円」に改め、同表体育室の項中「250円」を「320円」に、「1,250円」を「1,600円」に、「2,500円」を「3,200円」に改め、同表トレーニング室の項中「240円」を「260円」に改め、同表研修室の項中「100円」を「110円」に改め、別表個人使用の表アリーナ、トレーニング室及び体育室の項中「220円」を「260円」に改める。

（余市町福祉センター条例の一部改正）

第10条 余市町福祉センター条例（昭和48年余市町条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表1大ホールの項中「860円」を「1,030円」に改め、同表2階和室の項中「360円」を「430円」に改め、同表1階和室の項、講習室の項、老人ホールの項及び会議室の項中「130円」を「150円」に改める。

別表2大会議室の項中「190円」を「220円」に改め、同表1階会議室の項、1階研修室の項、2階和室の項及び2階研修室の項中「60円」を「110円」に改める。

（余市町立会館条例の一部改正）

第11条 余市町立会館条例（昭和48年余市町条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表黒川会館の項中「110円」を「120円」に改め、同表白岩会館及び美園会館の項中「90円」を「110円」に改め、同表浜中会館の項中「70円」を「110円」に改め、同表老人寿の家及び豊浜生活改

善センターの項中「110円」を「120円」に、「50円」を「110円」に改め、同表東大浜中福祉の家の項中「130円」を「140円」に、「50円」を「110円」に改める。

（余市町立生活館条例の一部改正）

第12条 余市町立生活館条例（昭和45年余市町条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表集会室の項中「90円」を「110円」に改め、同表研修室の項中「70円」を「110円」に改める。

（余市町老人福祉センター条例の一部改正）

第13条 余市町老人福祉センター条例（昭和55年余市町条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表集会室の項中「430円」を「550円」に改め、同表ステージの項中「170円」を「220円」に改め、同表機能回復訓練室の項中「290円」を「370円」に改め、同表図書・談話室の項中「250円」を「320円」に改め、同表調理室の項中「180円」を「230円」に改め、同表娯楽室の項中「250円」を「320円」に改める。

（余市町農村体験交流施設条例の一部改正）

第14条 余市町農村体験交流施設条例（平成9年余市町条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表メッセ・アップルドリームの項中「110円」を「140円」に、「460円」を「590円」に、「570円」を「740円」に改める。

（余市町農業構造改善センター条例の一部改正）

第15条 余市町農業構造改善センター条例（昭和60年余市町条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表集会室の項中「110円」を「120円」に改め、同表研修室の項中「50円」を「110円」に改める。

（余市農道離着陸場設置条例の一部改正）

第16条 余市農道離着陸場設置条例（平成10年余市町条例第4—1号）の一部を次のように改正する。

別表土地建物料の項中「午前・午後・夜間の各区分ごと、一律5万円、1日の場合10万円、午前・午後・夜間の各区分ごと、一律3万円、1日の場合6万円、午前・午後・夜間の各区分ごと、一律1万5,000円、1日の場合3万円、午前・午後の各区分ごと、一律5,000円、1日の場合1万円」を「1時間ごとに1万2,500円、1時間ごとに7,500円、1時間ごとに3,750円、1時間ごとに1,250円」に改め、同表備考中第1項から第7項までを削り、第8項を第1項とし、第9項を第2項とする。

(余市町水産加工研修センター設置条例の一部改正)

第17条 余市町水産加工研修センター設置条例(昭和63年余市町条例第7号)の一部を次のように改正する。

次のページをお開き願います。

別表研修室1の項及び研修室2の項中「90円」を「110円」に改め、同表和室の項中「50円」を「110円」に改める。

(余市町観光物産センター設置条例の一部改正)

第18条 余市町観光物産センター設置条例(平成17年余市町条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表サンガーデンの項中「200円」を「220円」に改め、同表展示ホールの項中「240円」を「280円」に改め、同表研修室の項中「100円」を「110円」に改める。

(余市町労働福祉会館条例の一部改正)

第19条 余市町労働福祉会館条例(昭和54年余市町条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表1号会議室の項中「210円」を「230円」に改め、同表2号会議室の項中「120円」を「130円」に改め、同表3号会議室の項中「70円」を「110円」に改め、同表4号会議室の項中「50円」を「110円」に改める。

(余市町勤労青少年ホーム条例の一部改正)

第20条 余市町勤労青少年ホーム条例(昭和51年余市町条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表体育室の項中「450円」を「530円」に改め、同表集会室の項中「200円」を「230円」に改め、同表講習室1の項中「170円」を「200円」に改め、同表講習室2の項から音楽室の項までの規定中「90円」を「110円」に改め、同表調理実習室の項中「60円」を「110円」に改める。

(余市町都市公園条例の一部改正)

第21条 余市町都市公園条例(昭和44年余市町条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表第2 4 余市運動公園の有料公園施設を専用使用する場合の表自由広場の項中「300円」を「360円」に、「100円」を「120円」に改め、同表テニスコートの項中「150円」を「330円」に、「50円」を「110円」に改め、同表野球場の項中「600円」を「690円」に、「200円」を「230円」に改め、同表陸上競技場の項中「600円」を「660円」に、「200円」を「220円」に改め、別表第2 5 余市あゆ場公園の有料公園施設を使用する場合の表パークゴルフ場の項中「500円」を「550円」に、「200円」を「220円」に、「5,000円」を「5,500円」に、「2,000円」を「2,200円」に、「400円」を「440円」に、「160円」を「170円」に改める。

(余市町円山公園ふれあい交流施設設置条例の一部改正)

次のページをお開き願います。

第22条 余市町円山公園ふれあい交流施設設置条例(平成9年余市町条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表2多目的ホールの項中「600円」を「660円」に改める。

(余市町駐車場条例の一部改正)

第23条 余市町駐車場条例(平成18年余市町条例第37号)の一部を次のように改正する。

別表黒川町営駐車場の部普通駐車料金の項中

「100円」を「110円」に改め、同部深夜駐車料金の項中「500円」を「550円」に改め、同部回数駐車券料金の項中「100円」を「110円」に、「1,000円」を「1,100円」に改め、同部定期駐車券料金の項中「4,000円」を「4,400円」に改め、同表黒川第2町営駐車場の部普通駐車料金の項中「100円」を「110円」に改め、同部回数駐車券料金の項中「100円」を「110円」に、「1,000円」を「1,100円」に改め、同部定期駐車券料金の項中「4,000円」を「4,400円」に改める。

(余市町下水道条例の一部改正)

第24条 余市町下水道条例(昭和63年余市町条例第16号)の一部を次のように改正する。

第24条第1項第1号中「1,800円」を「2,300円」に改め、同項第2号中「1万円」を「1万1,000円」に改める。

(余市町水道事業給水条例の一部改正)

第25条 余市町水道事業給水条例(昭和39年余市町条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表3 4 設計審査(改造)の項及び7 竣工検査(改造)の項中「3,000円」を「3,300円」に改め、同表8 開栓の項中「600円」を「700円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例に規定する使用料に関する規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 施行日前に申請、申込み等がなされた事務に係る手数料については、なお従前の例による。

以上、議案第5号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご

決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料として各条例の新旧対照表を添付しておりますので、ご高覧を賜りたいと存じます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案につきましては、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、議長を除く議員16名をもって構成する余市町手数料徴収条例等審査特別委員会を設置し、閉会中といえども審査、調査のできますことを付け加え、付託申し上げることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案につきましては議長を除く議員16名をもって構成する余市町手数料徴収条例等審査特別委員会を設置し、閉会中といえども審査、調査のできますことを付け加え、付託申し上げることに決しました。

なお、本会議終了後、301、302号会議室において本特別委員会を開催いたしますので、ご参集願います。

○議長(中井寿夫君) 日程第2、議案第6号 余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○子育て・健康推進課長(芹川かおり君) ただいま上程されました議案第6号 余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの改正につきましては、子ども・子育て支援法の規定に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支

援施設等の運営に関する基準を定める府令の一部が改正されたことに伴い、本町条例についても同様の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、昨今のデジタル化推進により特定教育、保育施設等の事業者が作成、保存等を行うものや特定教育、保育施設等と保護者との間の手続に係るもので書面により行うことが規定、または想定されている記録等を電磁的記録での対応も可能とする旨の規定を追加するほか、所要の改正を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第6号 余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案。

余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年12月14日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開きください。余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成27年余市町条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第53条」の次に「・54条」を加える。

第5条第2項から第6項までを削る。

第38条第2項を削る。

第42条第1項第3号中「以下この号」の次に「及び第4項第1号」を加える。

第53条を第54条とし、第4章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載さ

れた紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し又は提出したものとみなす。

（1） 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育

給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

（２） 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

３ 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

４ 特定教育・保育施設等は、第２項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

（１） 第２項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

（２） ファイルへの記録の方式

５ 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第２項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

６ 第２項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第２項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」

とあるのは「書面等による同意」と、「第４項」とあるのは「第６項において準用する第４項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第３項中「前項各号」とあるのは「第６項において準用する前項各号」と、第４項中「第２項の」とあるのは「第６項において準用する第２項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第１号中「第２項各号」とあるのは「第６項において準用する第２項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第２項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第６号 余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付いたしておりますので、ご高覧いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第6号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第6号 余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第3、議案第7号 余市町家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○子育て・健康推進課長(芹川かおり君) ただいま上程されました議案第7号 余市町家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの改正につきましては、児童福祉法の規定に基づく家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準を定める省令の一部が改正されたことに伴い、本町条例についても同様の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、昨今のデジタル化推進

により家庭的保育事業者等が作成、保存等を行うものについて書面により行うことが規定、または想定されている記録等を電磁的記録での対応も可能とする旨の規定を追加するほか、所要の改正を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第7号 余市町家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案。

余市町家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年12月14日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開きください。余市町家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

余市町家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成27年余市町条例第3号)の一部を次のように改正する。

目次中「第49条」の次に「・第50条」を加える。

第6条第1項中「第3号」を「以下この条」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第5項中「行う者」を「行う施設」に改める。

第49条を第50条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録)

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができ

ない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第7号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付いたしておりますので、ご高覧いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号 余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第4、議案第8号 余市町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長（中島 豊君） ただいま上程されました議案第8号 余市町国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案申し上げます余市町国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、令和3年8月4日交付、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第222号）が令和4年1月1日から施行されることに伴い、余市町国民健康保険条例の関係部分について所要の改正を行い、併せまして引用法令の条項整理を行おうとするものでございます。

改正の主な内容といたしましては、令和4年1月1日より出産育児一時金に係る産科医療補償制度の掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられることに伴い、本来分の支給額を40万4,000円から40万8,000円に上げを行うものでございます。これにより令和4年1月1日以降の出産育児一時金の支給総額といたしましては同制度に加入している分娩機関における対象分娩の場合は現行と同額の42万円とし、それ以外の場合につきましては40万8,000円とするものでございます。また、併せて引用法令の条項の一部整理を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第8号 余市町国民健康保険条例の一部を改正する条例案。

余市町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年12月14日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

余市町国民健康保険条例（昭和35年余市町条例

第22号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改める。

第8条中「第72条の4」を「第72条の5」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る余市町国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

以上、議案第8号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料として条例案の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第8号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第8号 余市町国民健康保険条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

○議長(中井寿夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(中井寿夫君) 日程第5、議案第9号 第5次余市町総合計画についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長(齊藤啓輔君) ただいま上程されました議案第9号 第5次余市町総合計画について、提案理由のご説明を申し上げます。

市町村の総合計画の策定については、平成23年8月の地方自治法の一部を改正する法律の施行により市町村の基本構想の策定義務と議会における議決要件が廃止されました。本町においては、余市町の総合計画を議会の議決事項と定める条例を制定し、まちづくりの長期的な方針を定めた基本構想及び基本計画について議会の議決を求めることとしており、現在の第4次余市町総合計画につきましては、その条例に基づき平成24年2月24日に議決をいただいたものでございます。この第4次余市町総合計画は、平成24年度から平成33年度、令和3年度までの10年間を計画期間として、議員各位はもとより、町民皆様のご理解とご協力によりその推進を図ってきたところであります。

一方、この10年間において地方自治体を取り巻く情勢は大きく変化してまいりました。東日本大

震災や胆振東部地震、台風、豪雨など激甚化する自然災害、新型コロナウイルス感染症など突発的に日常生活や社会システムに大きな影響を与える事象が発生しており、国や北海道の対応を踏まえ、町民の生活を守ることを最優先とした臨機応変な行政運営が求められております。現在の町政は、総合計画のほか多くの個別計画に基づき執行されております。個別計画は、社会情勢の変化を踏まえて国や北海道が策定を推奨するものや事業の実施に当たり策定を義務づけられるものもあります。また、近年の個別計画の傾向として、定量的な目標設定に基づき短期的な評価を行うものや総合計画と重複する部門横断的な性格を有する計画もあり、策定期間や計画期間の異なる総合計画との整合性を図ることが困難な場合が多々あります。他の市町村においては総合計画の策定に多くの時間や労力を要することから、激変する社会情勢に計画を予定どおり進めることが困難なことから、総合計画を策定せず総合指針としている市町村も増えております。

このような状況の下、本町においては従来型の総合計画ではなく、目まぐるしく変化する行政課題に対し柔軟かつ迅速に対応するため第5次余市町総合計画については長期的なまちづくりのビジョンを示すものとしております。

また、策定に当たっては、町民アンケートの結果や町内の各団体から選出されました実務担当者等や公募で応募した町民による余市町まちづくり協議会におけるまちづくりに関する協議や提言を踏まえ基本構想の原案を策定し、その基本構想の原案を基に担当課により基本計画の原案づくりを行ってまいりました。その後パブリックコメントの実施、余市町総合計画審議会条例に基づき町内各関係機関、団体の代表者より成る余市町総合計画審議会を設置して、第5次余市町総合計画の基本構想と基本計画原案を諮問しました。審議会における審議を経て本年11月25日には原案を可とす

る答申をいただいたところであり、この答申に基づいて第5次余市町総合計画の上程となった次第でございます。

第5次余市町総合計画の概要ですが、本計画は基本構想と基本計画により構成されるものとし、計画期間を令和4年度から令和13年度までの10年間としております。基本構想は計画期間中のまちづくりを進める上での最上位の概念として位置づけ、未来に向けて住みやすいまちをつくるというメインテーマと次世代の可能性を引き出す、資源を最大限活用しまちを持続・発展させる、激動する社会に対応するという3つの指針を設定し、基本計画や個別計画に基づき実施される施策や事業を実施する際の予算編成等行政における共通の概念となる役割を持ちます。基本計画は、計画期間中の各分野の行政施策の方針を示すものとして位置づけ、各個別計画や年度ごとの実施施策はこの基本計画で示した方針を踏まえた上で計画、実行されることを基本としております。施策の体系として、1、暮らしの安全・安心の方針、2、健康と福祉の方針、3、生活環境の方針、4、産業の方針、5、学びの方針、6、行政・財政運営の方針の各分野の施策を記載しております。

以上が第5次余市町総合計画の概要でございます。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第9号 第5次余市町総合計画について。

余市町の総合計画を議会の議決事件として定める条例の規定により、第5次余市町総合計画を次のとおり提出する。

令和3年12月14日提出、余市町長、齊藤啓輔。

以上、議案第9号 第5次余市町総合計画についてご提案申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案につきましては、さき

に議会運営委員会の委員長から報告のとおり、議長を除く議員16名をもって構成する第5次余市町総合計画審査特別委員会を設置し、閉会中といえども審査、調査のできますことを付け加え、付託申し上げることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案については議長を除く議員16名をもって構成する第5次余市町総合計画審査特別委員会を設置し、閉会中といえども審査、調査のできますことを付け加え、付託申し上げることに決しました。

なお、本会議終了後、301、302号会議室において本特別委員会を開催いたしますので、ご参集願います。

○議長(中井寿夫君) 日程第6、議案第10号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長(篠原道憲君) ただいま上程されました議案第10号 指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

黒川町営駐車場及び黒川第2町営駐車場につきましては、民間の能力を活用することにより、より町民サービスの向上と効率的な施設の管理運営を図るため、平成19年度より指定管理者制度を導入いたしております。当該施設につきましては、令和3年度末をもちまして令和元年度からの3年間の指定期間が満了することとなり、再度指定管理者制度による管理運営を行うため新たに指定管理者を公募いたしましたところ1団体より申請があり、このたび指定管理者を選定したところでございます。つきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき指定管理者の指定について議会の議決を賜りたく、ご提案を申し上げます次第でございます。

それでは、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第10号 指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めます。

令和3年12月14日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

記。

1、施設の名称、黒川町営駐車場・黒川第2町営駐車場。

2、指定管理者となる団体の名称、株式会社古垣建設。

3、指定の期間、令和4年4月1日から令和7年3月31日まで。

以上、議案第10号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第10号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第10号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第7、議案第11号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長（篠原道憲君） ただいま上程されました議案第11号 指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

余市あゆ場公園パークゴルフ場等につきましては、民間の能力を活用することにより、より町民サービスの向上と効率的な施設の管理運営を図るため、平成19年度より指定管理者制度を導入しております。当該施設につきましては、令和3年度末をもちまして令和元年度からの3年間の指定期間が満了することとなり、再度指定管理者制度による管理運営を行うため新たに指定管理者を公募いたしましたところ1団体より申請があり、このたび指定管理者を選定したところでございます。つきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき指定管理者の指定について議会の議決を賜りたく、ご提案を申し上げる次第でございます。

それでは、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第11号 指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和3年12月14日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

記。

1、施設の名称、余市あゆ場公園（パークゴルフ場等）。

2、指定管理者となる団体の名称、株式会社東洋実業。

3、指定の期間、令和4年4月1日から令和7年3月31日まで。

以上、議案第11号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第11号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第11号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第8、議案第12号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（増田豊実君） ただいま上程されました議案第12号 指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

余市町総合体育館及び余市運動公園有料公園施設につきましては、民間の能力を活用することにより、より町民サービスの向上と効率的な施設の管理運営を図るため、平成22年度より指定管理者

制度を導入いたしております。当該施設につきましては、令和3年度末をもちまして令和元年度からの3年間の指定期間が満了することとなり、再度指定管理者制度による管理運営を行うため新たに指定管理者を公募いたしましたところ1団体より申請があり、このたび指定管理者を選定したところでございます。つきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき指定管理者の指定について議会の議決を賜りたく、ご提案申し上げる次第でございます。

それでは、議案を朗読し、ご説明申し上げます。
議案第12号 指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和3年12月14日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

記。

1、施設の名称、余市町総合体育館及び余市運動公園有料公園施設。

2、指定管理者となる団体の名称、株式会社東洋実業。

3、指定の期間、令和4年4月1日から令和7年3月31日まで。

以上、議案第12号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第12号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第12号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

昼食ため午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時33分

再開 午後 1時00分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） 日程第9、議案第13号 令和3年度余市町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○財政課長（高橋伸明君） ただいま上程されました議案第13号 令和3年度余市町一般会計補正予算（第9号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案いたしました補正予算につきましては、さきに補正予算（第7号）で専決処分し、本定例会報告第1号でご承認いただきました子育て世帯への臨時特別給付金につきまして、国の指針を受け10万円を一括で現金給付するため、給付金の追加分の補正計上を行ったものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金に財源を求め、歳出との均衡を図ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第13号 令和3年度余市町一般会計補正予算（第9号）。

令和3年度余市町の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,710万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億7,028万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月16日提出、余市町長、齊藤啓輔。

歳出からご説明申し上げます。2ページをお開き願います。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、15目新型コロナウイルス対策事業費、補正額1億1,710万円、18節負担金補助及び交付金1億1,710万円につきましては、子育て世帯臨時特別給付金の補正計上でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。1ページをお開き願います。下段でございます。2、歳入、15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、補正額1億1,710万円、2節児童福祉費国庫補助金1億1,710万円につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金の補正計上でございます。

以上、議案第13号につきまして提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第13号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第13号 令和3年度余市町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第10、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第11、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第12、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第13、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての以上4件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第10ないし日程第13を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（齊藤啓輔君） ただいま一括上程されました諮問第1号ないし諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本町の人権擁護委員としてご活躍いただいております6人の人権擁護委員のうち、澤野宗一氏、

芳賀よう子氏、山本茂雄氏、宮井真由氏が令和4年3月31日をもって任期満了となるところであり、このたび札幌法務局長から候補者の推薦について依頼がありましたので、候補者のご同意を賜りたく、ご提案申し上げる次第でございます。

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法第6条第3項、市町村長は法務大臣に対し当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格、見識高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会実業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会、その他婦人、労働者、青年等の団体であって、直接、間接に人権の擁護を目的とし、またこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないとされており、今回議員各位のお手元に配付してございます余市郡余市町大川町8丁目5番地、芳賀よう子氏、余市郡余市町富沢町10丁目27番地1、山本茂雄氏、余市郡余市町大川町14丁目24番地14、宮井真由氏、余市郡余市町沢町5丁目85番地、寺井一哉氏を人権擁護委員としてそれぞれご推薦申し上げます。

それでは、4名の方の職歴等につきましてご説明申し上げます。最初に、芳賀よう子氏は、昭和51年4月から平成12年3月まで道内小中学校に勤務、平成20年1月から平成20年3月まで仁木町立仁木小学校に臨時採用にて勤務、平成20年7月から平成24年3月まで特別支援教育支援員として余市町立沢町小学校に勤務、平成24年4月から学習支援員として余市町立沢町小学校に勤務し、現在に至っております。人権擁護委員としては、平成25年1月から現在に至るまで人権擁護委員、現在3期目に就任してございます。

次に、山本茂雄氏は、昭和58年4月から有限会社丸山山本商店に勤務、平成9年9月から現在に至るまで同社代表取締役就任、平成9年2月から平成17年1月まで余市町心身に遅れを持つ子と

共に歩む会代表に就任、平成23年5月から現在に至るまで特定非営利法人樹の杜の代表理事に就任、平成30年4月から現在に至るまで余市水産加工協同組合の副組合長に就任しております。人権擁護委員としては、平成28年4月から現在に至るまで人権擁護委員、現在2期目に就任してございます。

次に、宮井真由氏は、平成11年4月から平成19年3月まで道内小学校に勤務、平成26年からスクールカウンセラーとして小樽市、倶知安町各小中学校等に勤務し、現在に至っております。人権擁護委員としては、平成31年4月から現在に至るまで人権擁護委員、現在1期目に就任してございます。

次に、寺井一哉氏は、平成6年4月から現在に至るまで宗教法人宝隆寺に入職、平成8年4月から平成20年3月まで社会福祉法人徳風会よいち保育園に勤務、この間平成13年4月に同園園長に就任、平成25年5月から現在に至るまで社会福祉法人徳風会理事長に就任、令和2年4月から現在に至るまで社会福祉法人徳風会ほうりゅうじ保育園園長に就任しております。

以上が4名の職歴等でございます。本町といたしましては、人権擁護委員として芳賀よう子氏、山本茂雄氏、宮井真由氏、寺井一哉氏が最も適任であると判断し、ここにご提案申し上げます。

なお、任期は令和4年4月から3年でございます。

それでは、議案を朗読いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員に推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和3年12月16日提出、余市町長、齊藤啓輔。

記、住所、余市郡余市町大川町8丁目5番地。氏名、芳賀よう子。生年月日、昭和28年12月7日

生まれ。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員に推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和3年12月16日提出、余市町長、齊藤啓輔。

記、住所、余市郡余市町富沢町10丁目27番地1。氏名、山本茂雄。生年月日、昭和36年1月23日生まれ。

諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員に推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和3年12月16日提出、余市町長、齊藤啓輔。

記、住所、余市郡余市町大川町14丁目24番地14。氏名、宮井真由。生年月日、昭和43年3月8日生まれ。

諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員に推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和3年12月16日提出、余市町長、齊藤啓輔。

記、住所、余市郡余市町沢町5丁目85番地。氏名、寺井一哉。生年月日、昭和47年3月1日生まれ。

以上、提案理由のご説明をいたしましたので、ご審議の上、よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

一括議題の諮問4件についてこれより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

まず、諮問第1号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、諮問第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより諮問第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可と答申することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり可と答申することに決しました。

次に、諮問第2号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、諮問第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより諮問第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可と答申することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり可

と答申することに決しました。

次に、諮問第3号についてお諮りいたします。
本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、諮問第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより諮問第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可と答申することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり可と答申することに決しました。

次に、諮問第4号についてお諮りいたします。
本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、諮問第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより諮問第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可と答申することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につ

き意見を求めることについては、原案のとおり可と答申することに決しました。

○議長(中井寿夫君) 日程第14、意見案第1号

地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。意見案第1号につきましては、提出者の説明及び委員会付託を省略することにいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明及び委員会付託は省略することに決しました。

別にご発言がなければ、意見案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第1号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第15、意見案第2号

北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第2号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。

よって、意見案第2号 北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ること求める要望意見書は、否決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第16、意見案第3号

新型コロナウイルス感染症における入院治療の対象者の重点化及びそれ以外の患者は自宅療養を基本とする対応を可能とする方針の撤回を求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第3号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。

よって、意見案第3号 新型コロナウイルス感染症における入院治療の対象者の重点化及びそれ以外の患者は自宅療養を基本とする対応を可能とする方針の撤回を求める要望意見書は、否決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第17、閉会中の継続審査調査申出について。

各常任委員会並びに議会運営委員会の委員長から、目下委員会において審査調査中の事件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出のとおり閉会中の継続審査調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査調査に付することに決しました。

○議長（中井寿夫君） 以上で本日の日程は全て
終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって令和3年余市町議会第4回定例会
を閉会いたします。

閉 会 午後 1時22分

上記会議録は、枝村書記・小林書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 3番 中 井 寿 夫

余市町議会議員 6番 庄 巖 龍

余市町議会議員 8番 白 川 栄美子

余市町議会議員 9番 寺 田 進